主 文 本件控訴はいずれもこれを棄却する 当審の訴訟費用は全部被告人Aの負担とする

被告人両名の弁護人長谷川毅、岩沢誠の各控訴趣意被告人Aの弁護人であつた上田保の控訴趣意は別紙のとおりである

上田弁護人の控訴趣意について

それで刑事訴訟規則第百七十九条の五及び同第百七十九条の六による新たな国選 弁護人の選任による訴訟手続の進行は弁護人よりやむを得ない事由による公判期日 変更の請求があつた場合はじめて許さるべきものであるかどうかについて考えて見 るに右の条項は要するに被告人の利益を害することなりに極力審理の遅延を防止す るために設けられたものであつて同規則第百七十九条の五の第一項及び第百七十九 条の六の第一項は弁護人に公判期日の変更を必要とする事由が生じた場合急速に裁 判所にこれを知らせ裁判所をして訴訟遅延を防止する措置を構じ得るよう弁護人に 直ちに公判期日変更の請求をなすべき義務を負はせたに過ぎないのであつて〈要旨〉 弁護人より公判期日変更の請求がない場合においても弁護人に公判期日の変更を必 要とする事由が生じそれが</要旨>長期に亘り審理の遅延を来たす虞があると思料す きは裁判所は職権を以つて同規則第百七十九条の五の第二項第三項の規定に従 い国選弁護人を選任し或は同条の六の第二項の規定に徒い公判期日の変更を必要と する事由の生じた国選弁護人を解任し新たに国選弁護人を選任して訴訟手続を進行 し得るものと解するそして本件の場合は被告人等よりB弁護人が病気にて長期の療養を必要とする故新たに国選弁護人を選任されたい旨の申出あり同弁護人の病状が 脳溢血であることを思えば同弁護人の出頭を待つて公判を開くにおいては審理の遅 延を来すことが明らかであるから審理の遅延を来すものと認めて被告人Aについて はB弁護人の国選を解任し新たに両被告人のため弁護士Dを国選弁護人として選任 し訴訟手続を進行したのは相当な措置といわなければならないそして公判調書を調 査して見ると新たに選任せられたD弁護人は被告人等のため証人に対し詳細な尋問をして居りこれから見れば同弁護人は予め事件につき被告人等に問いただし被告人のための弁護権を行使するにつき遺憾のないようにしていたことが窺はれるのであ つて裁判所の執つた前記措置により被告人の利益を害した点があるとは認められな いから手続違背若くは不法に弁護権を制限した点はないものというべきである

然らばCの私選弁護人であつた弁護士Bに公判期日の通知をせずに国選弁護人Dが出頭しただけで公判手続を進行したことの適否についてはどうかというに弁護の場合最初公判期日を変更した日において被告人等より弁護人Bが別紙診断書の場合最初公判期日を変更した日において被告人等より弁護人Bが別紙診断書の場所にあり一月十一日の公判期日には出頭できないから国選弁護人を選任しているのであって同弁護人の作成した同弁護人に対する医師の診断書の謄本を添付しているのであって同弁護人の諒解のもとに期日に同弁護人が出頭できないこととが窺はれるのであり弁護人が公判期日を知らるのでありまないことが明らかな場合において裁判所が弁護人に公判期日を通知はに出頭できないことが明らかな場合において裁判所が弁護人に公判期日を通知を通知を通知を選任し訴訟手続きまた。

の選任による訴訟手続の進行が被告人の利益を害するものでなかつたことも先に説明した通りであり従つて本件においては不法に被告人等の弁護権を制限した点はないから公判手続は適法に行われたものというべく原判決に証拠として該公判における証人Eの供述及び公判において証拠調をした被告人Aの副検事に対する供述調書を引用しても何等手続に違背するものではなく採証の法則に違反するものでもない所論は独自の見地に立つて原審の公判手続を論難するものであつて採用し難く論旨は理由がない

長谷川弁護人控訴趣意について

原判決であげた証拠によれば原判示事実を認めることができるのであつて弁護人が引用した被告人若くは証人の右認定に反する供述部分は原審が採用しなかつたところでありこれをとつて原判決を論難するのは当らない

岩沢弁護人の被告人Cに関する控訴趣意第一点同Aに関する控訴趣意第一点について

要する原判決挙示の証拠によれば原判示事実をいずれもこれを認めることができ 弁護人の引用する供述部分は原審が採らなかつたところで論旨は理由がない

同弁護人のAに関する控訴趣意第二点について

しかしながら原判決には被告人Aの副検事に対する供述調書の記載の外原審証人 Eの供述をも引用しているのであつて右供述調書記載の被告人の自白のみによつて 所論の知情の点を認定したものではないから論旨は当らない

以上本件控訴はいずれも理由がないから刑事訴訟法第三百九十六条に則りこれを 棄却すへく訴訟費用の負担については同法第百八十一条第一項を適用し主文のとお り判決した

(裁判長判事 竹村義徹 判事 西田賢次郎 判事 百村五郎左衛門)